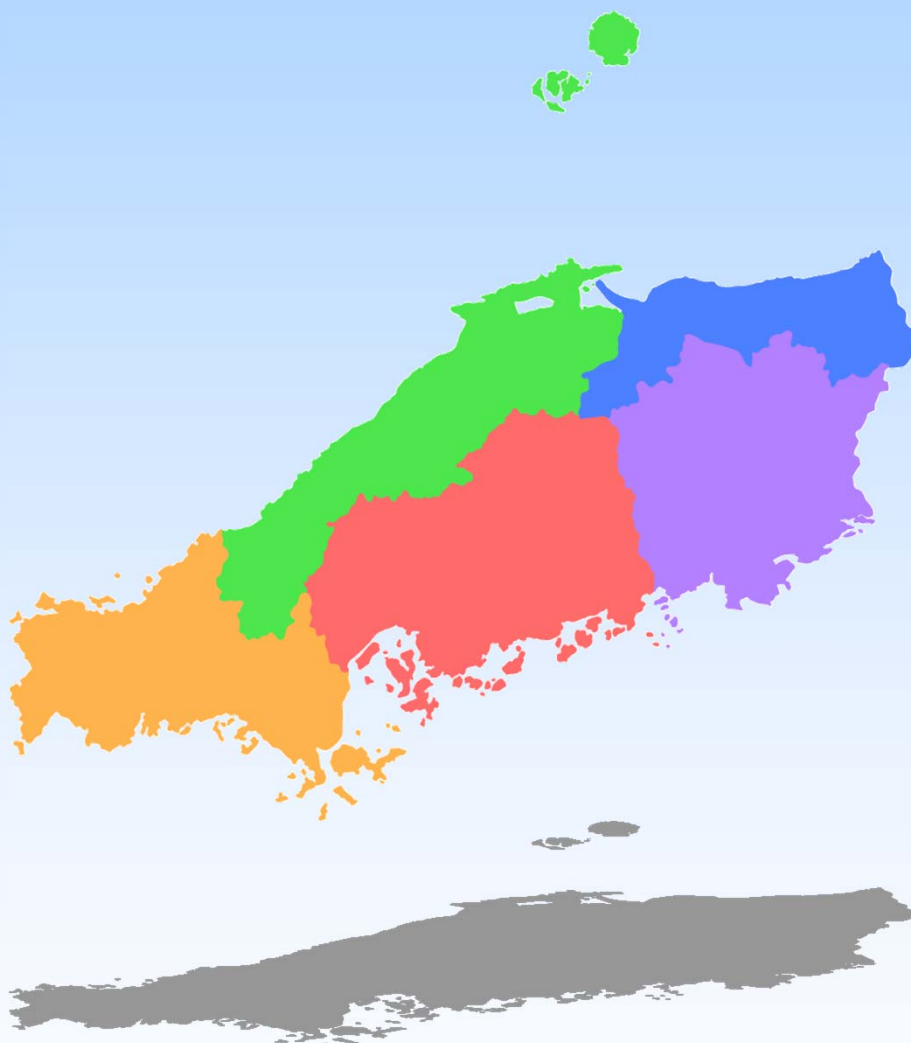


建設業許可申請の手引き

〈中国地方整備局管内の大臣許可業者向け〉

＜＜令和２年４月１日改訂＞＞

～経由事務廃止・提出書類簡素化～



国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

目次

1. 建設業許可の概要

1-1. 建設業の許可	1
1-2. 許可の有効期間	1
1-3. 許可業種の区分	1
1-4. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分	2
1-5. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	3

2. 許可の要件

2-1. 「許可要件」と「欠格要件」	4
2-2. 経營業務の管理責任者	5
2-3. 専任技術者	6
2-4. 誠実性	8
2-5. 財産的基礎等	8
2-6. 欠格要件	9

3. 許可申請の手続き

3-1. 「申請区分」と「手数料」	10
3-2. 申請書類等	11
3-3. 「申請の方法」と「標準処理期間」	13
3-4. 申請書等の提出方法	13

4. 変更等の届出

4-1. 届出が必要となる場合と提出書類等	14
4-2. 届出の方法	15
4-3. 届出書等の提出方法	15

5. その他

5-1. 許可証明書の交付について	16
5-2. 申請書類等の閲覧	17
5-3. 個人情報の取扱いについて	17

資料

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表	18
別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧	20
別紙③ 解体工事業の技術者要件	29
別紙④ 指定学科一覧	31
別紙⑤ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧	31
別紙⑥ 申請書等の提出先一覧	32

参考

法令・通達等		本書での標記
建設業法	昭和24年5月24日 法律第100号 最終改正:令和元年9月14日 法律第37号	法
建設業法施行令	昭和31年8月29日 政令第273号 最終改正:平成29年11月10日 政令第276号	施行令
建設業法施行規則	昭和24年7月28日 建設省令第14号 最終改正:令和2年2月20日 国土交通省令第8号	施行規則
建設業許可事務ガイドライン	平成13年4月3日 国総建第97号 最終改正:令和2年2月20日 国土建第461号	許可事務ガイドライン

1-1. 建設業の許可

《法第3条》

- ◇建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。
 ◇ただし、**軽微な建設工事※**のみを請け負って営業する者は、当該許可を必要としません。

※軽微な建設工事とは《施行令第1条の2》

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
下記の①②のいずれかに該当する建設工事 ①工事1件の請負代金の額が、 1,500万円未満 ②延べ面積が、 150㎡未満の木造住宅工事	工事1件の請負代金額が 500万円未満 の建設工事

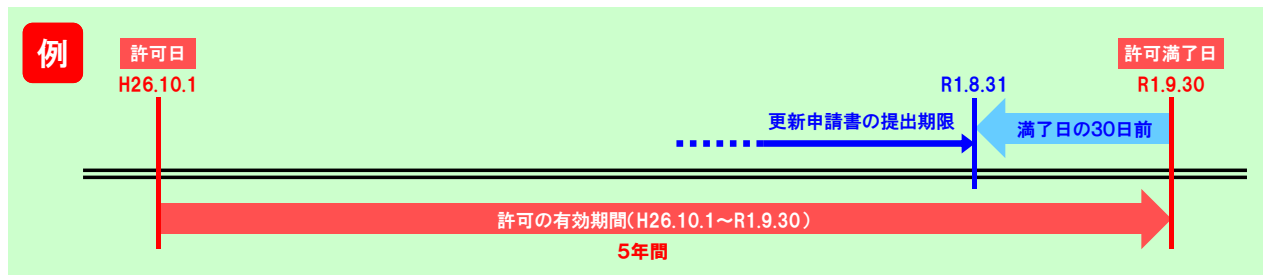
○請負代金の額とは、消費税及び地方消費税相当額を含んだもの。

○注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

1-2. 許可の有効期間

《法第3条》

- ◇許可の有効期間は、許可日から**5年間**です。
 ◇引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する**30日前**までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。
 ◇更新の許可申請書を提出している場合においては、有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。



1-3. 許可業種の区分

《法第2条》

- ◇許可は、建設工事の種類（全29業種）ごとに受けなければなりません。
 ◇各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可受けることができます。

区分	建設工事の種類 (詳しくは、P18~19業種区分一覧表を参照)			建設工事の内容
一式工事 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事			元請業者の立場で総合的にマネージメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門工事 (27業種)	大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事	鉄筋工事 ほ装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事	熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事業	工事の実施工を行うために必要な業種

1-4. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

《法第3条》

◇「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分は以下のとおりです。

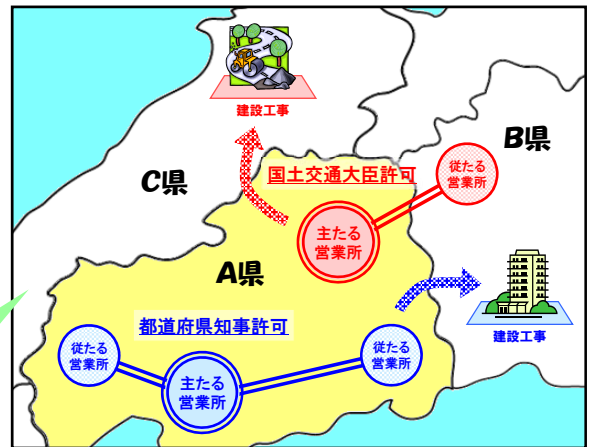
国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所※を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県内にのみ営業所※を設けて営業しようとする場合

- ◎「契約の締結」は許可を受けた営業所でなければ行えません。
 ◎「建設工事の施工」は営業所を設置していない都道府県でも施工できます。



※営業所とは

「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。

「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となります。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。

《許可事務ガイドライン》

例

〇〇建設株式会社

許可業種: 建築工事業 電気工事業

本社(主たる営業所)



〈営業する業種〉

建築工事業

電気工事業

支社等(従たる営業所)



〈営業する業種〉

建築工事業

電気工事業

建設工事の種類	建築一式工事		電気工事		左記以外の工事		建築一式工事		電気工事		左記以外の工事	
営業所専任技術者の配置	必要		必要		不要		必要		不要		不要	
営業可能な建設工事	軽微な工事 ○	軽微な工事以外 ○	軽微な工事 ○	軽微な工事以外 ○	軽微な工事 ○	軽微な工事以外 ×	軽微な工事 ○	軽微な工事以外 ○	軽微な工事 ×	軽微な工事以外 ×	軽微な工事 ○	軽微な工事以外 ×

注意

建設業の許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを行う営業所も建設業法に規定する営業所に該当します。そのため、上記の場合は専任技術者の配置がなければ、軽微な工事のみであっても営業することはできません。

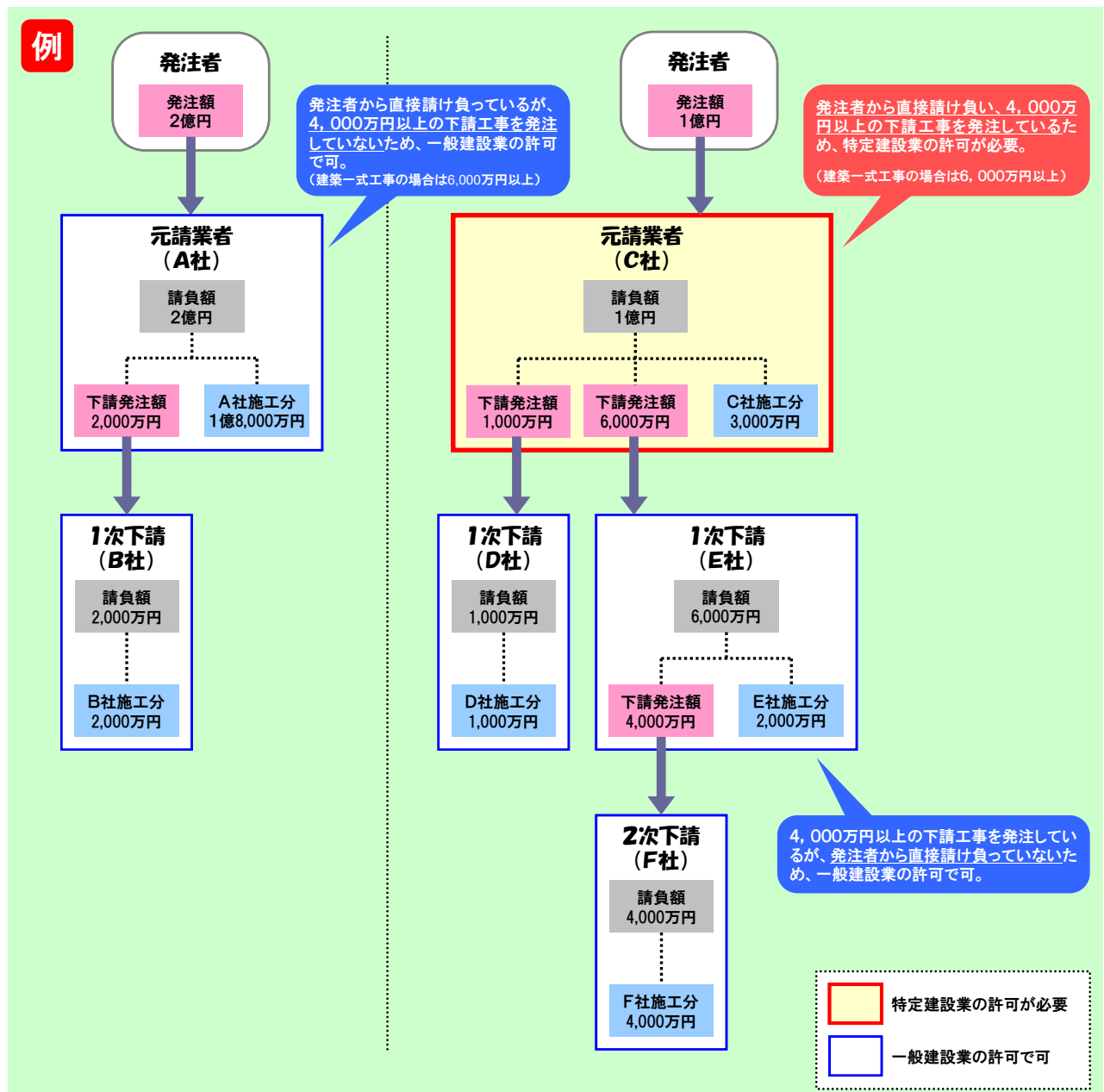
《許可事務ガイドライン》

1-5. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

《法第3条》

◇ 「一般建設業」と「特定建設業」の区分は以下のとおりです。

特定建設業許可	発注者から直接請け負う(元請)1件の工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が4,000万円以上※(H28.6.1より3,000万円から4,000万円に変更)となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※建築工事業の場合は6,000万円以上(H28.6.1より4,5000万円から6,000万円に変更) ※下請契約が2以上あるときは、その総額 ※消費税及び地方消費税相当額を含む ※元請負人が提供する材料等の価格は含まない
一般建設業許可	上記以外の場合



2-1. 「許可要件」と「欠格要件」

《法第7条、法第15条》《法第8条》

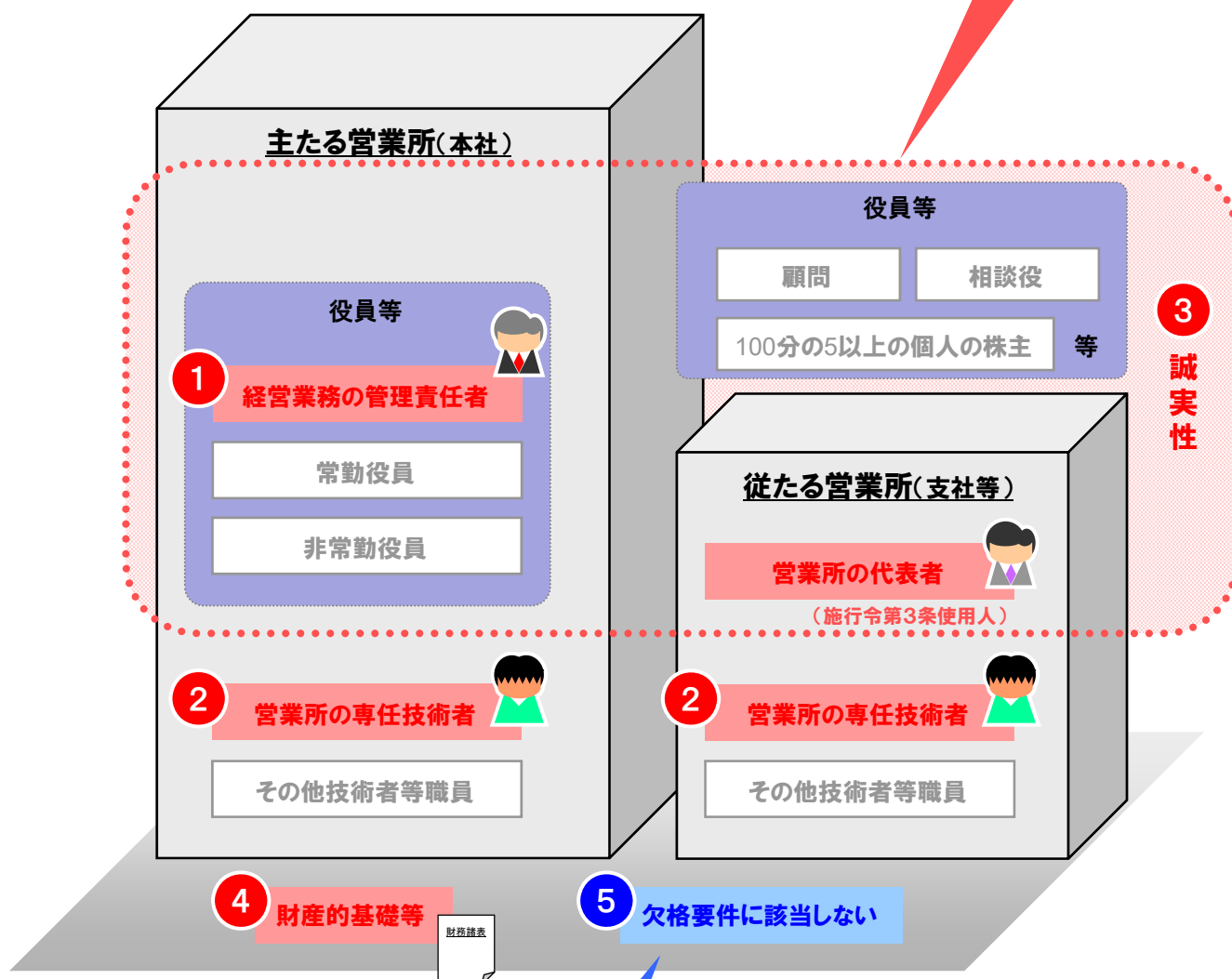
◇建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を備えていること及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

《許可要件》

詳細はP.5～P.8で説明

- ①「経營業務の管理責任者」としての経験がある者を有している
- ②「専任技術者」を営業所ごとに配置
- ③ 役員等、事業主・支配人、営業所の代表者の「誠実性」
- ④「財産的基礎等」の要件を備えている

許可要件①～②の要件を満たさなくなった場合は、当該建設業許可は取り消されます。



《欠格要件》

詳細はP.9で説明

- ⑤-1 法第8条各号のいずれかに該当する場合
- ⑤-2 許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合

法第8条第1号又は第7号～第14号に該当した場合は、当該建設業許可は取り消されます。

2-2. 経營業務の管理責任者

《法第7条、法第15条》

◇建設産業は他の産業にみられない特殊性を持っていることから、建設業の経営を適正に行うにあたっては、「建設業に係る経營業務について5年以上経験した者を1名以上配置する必要がある」という趣旨から設けられている要件です。

◇許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員等のうち1人が、個人である場合には本人又は支配人のうち1人が、経營業務について一定の経験を有することが必要です。

◇許可を取得した後に、経營業務の管理責任者が退職し後任者がいない場合等は、要件の欠如として当該許可は取消されます。（法第29条第1項第1号）

現在の地位	【法人】 常勤の役員※ （業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずるもの） 【個人】本人又は支配人 ※業務を執行する社員…持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員 ※取締役…株式会社の取締役 ※H28.6.1より権限委譲を受けた 執行役員等 でも可（ 要別途相談 ） ※執行役…委員会設置会社の執行役 ※これらに準ずる者…法人格のある各種組合等の理事等			
許可を受ける業種	経験と 同じ業種 の許可を受ける場合		経験と 異なる業種 の許可を受ける場合	
経験した地位等	経營業務の管理責任者 役員、事業主・支配人、支店長、営業所長等 （営業取引上対外的に責任を有する地位）	経營業務の管理責任者に準ずる地位 ※「準ずる地位」を要件として申請される場合は、個別認定が必要となりますので、申請前に中国地方整備局 計画・建設産業課 建設業係へご相談下さい。	経營業務の管理責任者 役員、事業主・支配人、支店長、営業所長等 （営業取引上対外的に責任を有する地位）	
必要とする経験の内容	経營業務の管理責任者としての経験 （経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験）	執行役員等 として経營業務を総合的に管理した経験 （取締役会の決議により業務執行権限の委譲を受け、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験）	経營業務を 補佐 した経験 （許可を受けようとする建設業に関する建設工事に必要とされる資金調達、技術者等の配置、下請業者との契約締結等の経營業務に従事した経験）	・経營業務の管理責任者としての経験 （経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験） ・ 執行役員等 として取締役会等から権限委譲を受け経營業務を総合的に管理した経験
根拠法令等	・法第7条第1号イ	・法第7条第1号ロ ・告示（S47.3.8第351号）第1号イ	・法第7条第1号ロ ・告示（S47.3.8第351号）第1号ロ	・法第7条第1号ロ ・告示（S47.3.8第351号）第2号
必要とする経験期間	5年		6年	

関係通達：「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（H19.3.30国総建第395号 最終改正：H25.4.17国土建第7号）

※**常勤**の役員とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引主士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤」には該当しません。

《許可事務ガイドライン》

2-3. 専任技術者(1/2)

《法第7条、法第15条》

- ◇建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門知識が必要になります。
- ◇建設業の請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所に許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を持つ技術者を**専任※**で配置することが必要です。
- ◇許可を取得した後に、専任技術者が退職し後任者がいない場合等は、要件の欠如として当該許可は取消されます。(法第29条第1項第1号)

※専任とは

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。

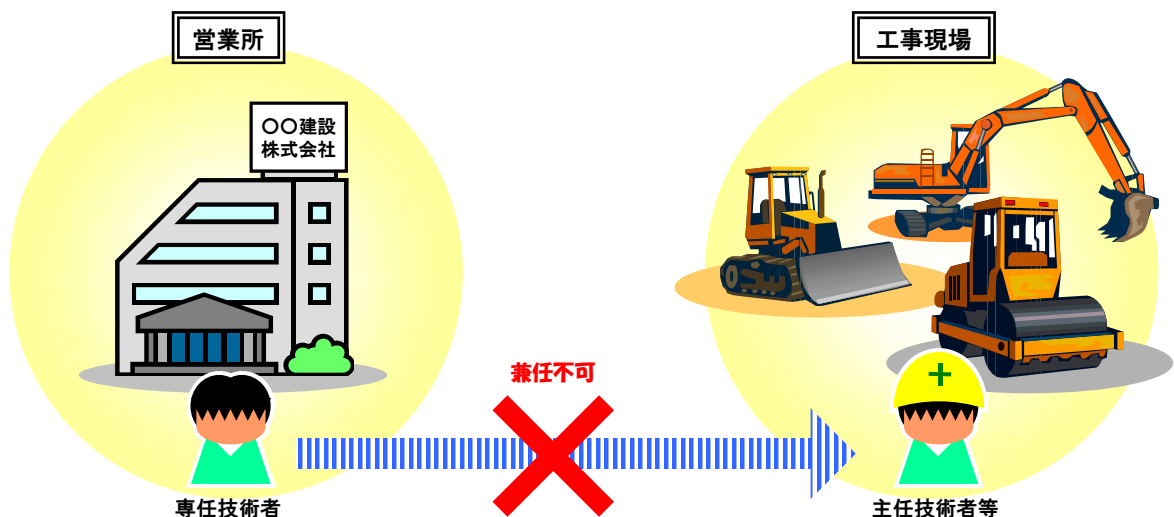
次のような場合は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である
- 他の営業所において専任を要する職務を行っている
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている(建設業許可を受けた営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く)

など

《許可事務ガイドライン》

注意

営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねることは、原則として認められません。

例外として・・・

営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねるためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事《公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上》でないこと。

※専任を要する建設工事の請負金額はH28.6.1より2,500万円→3,500万円(建築一式工事は5,000万円→7,000万円)に変更となりました。

「監理技術者制度運用マニュアル」(H16.3.1国総建第315号 最終改正:H28.12.19国土建第349号)

2-3. 専任技術者(2/2)

《法第7条、法第15条》

◇営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業	特定建設業
◎一定の国家資格等[注1]を有する者 ◎許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、以下の実務経験[注2]を有する者 ・大学又は高等専門学校の指定学科[注3]を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ・高等学校等の指定学科[注3]を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者 〔注4〕 ・旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後5年以上、又は専門学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 (※H28.4.1より専門学校における取扱いが変更となっておりますので、詳細はお問い合わせ下さい。) ◎その他 ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査[注5]を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者	◎一定の国家資格等[注1]を有する者 ◎左記の一般建設業の営業所専任技術者となり得る要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上[注6]であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験[注7]を有する者 ただし、指定建設業[注8]を除く ◎その他 ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査[注4]を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業[注8]に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める審査に合格した者[注9]

〔注1〕 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧(別紙②)

〔注2〕 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドライン》

〔注3〕 指定学科一覧(別紙⑤)

〔注4〕 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧(別紙⑥)

〔注5〕 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課(03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。

〔注6〕 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

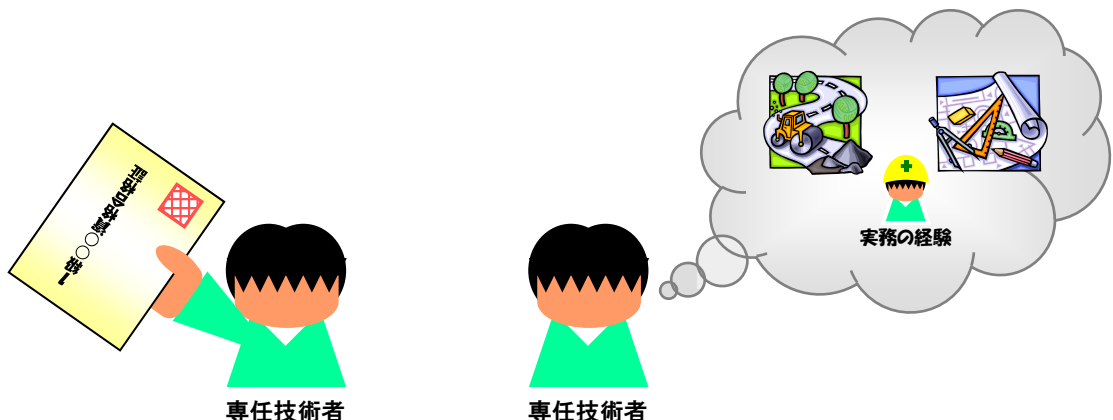
・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注7〕 指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《許可事務ガイドライン》

〔注8〕 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業 / 計7業種

〔注9〕 この特別認定講習及び審査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。



2-4. 誠実性

《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が法人である場合には当該法人・役員等・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。

「不正な行為」とは	請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、文書偽造等、法律に違反する行為
「不誠実な行為」とは	工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

《許可事務ガイドライン》

(例えば・・・)

・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者 など

2-5. 財産的基礎等

《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が建設工事の請負契約を履行するに足る以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

◇既存の企業にあっては直前の決算期における財務諸表において、また、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業	特定建設業
次のいづれかに該当すること ①自己資本の額が500万円以上であること ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	次のすべてに該当すること ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

《許可事務ガイドライン》

「自己資本」とは

法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいいます。

個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

「500万円以上の資金を調達する能力」とは

担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力をいいます。

具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

「欠損の額」とは

法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。

個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

「流動比率」とは

流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

「資本金」とは

法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。

個人にあっては期首資本金をいいます。

特定建設業の許可を受けようとする場合は、この財産的基礎の要件が一般建設業よりも加重されています。

- ・特定建設業者は、多くの下請人を使用して工事を施工することが一般的であることから、特に健全な経営が求められます。
- ・建設業法の規定の中には、特定建設業者に対し「特定建設業者の下請代金の支払期日等(法第24条の5)」など、一般建設業者に対するものと区別した特別な義務を課しているものがあります。

2-6. 欠格要件

《法第8条》

◇許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

- ①許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
- ②次のいずれかに該当する場合

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む) ※R1.9.14改正
- ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む) ※R1.9.14改正
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・暴力団員又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員)が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定(同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く)に違反したものに係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という)」第44条第1項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)」第44条の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。))又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

3-1. 「申請区分」と「手数料」

◇許可の「申請区分」と「手数料」は以下のとおりです。

申請区分	申請内容 《許可事務ガイドライン》	登録免許税又は許可手数料の額 《登録免許税…登録免許税法 別表第一》 《許可手数料…建設業法施行令第4条》	申請の時期
1. 新規	現在有効な許可を受けていない場合	① 般・特一方…登録免許税 15万円 ② 般・特同時…登録免許税 30万円	随時
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合	① 般・特一方…登録免許税 15万円 ② 般・特同時…登録免許税 30万円	
3. 般・特新規	① 一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 ② 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合 ※特定建設業の許可のみを受けている場合 ・許可を受けている業種の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該業種を廃止させた後、新たに「般・特新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。 ・許可を受けている業種の全部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に全部の業種を廃止させた後、新たに「新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。	登録免許税 15万円	
4. 業種追加	① 一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 ② 特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	① 般・特一方…許可手数料 5万円 ② 般・特同時…許可手数料 10万円	
5. 更新	すでに受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	① 般・特一方…許可手数料 5万円 ② 般・特同時…許可手数料 10万円	許可の有効期間が満了する30日前まで
6. 般・特新規＋業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円	随時
7. 般・特新規＋更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円	原則として、 従前の許可の有効期間が満了する6ヶ月前まで
8. 業種追加＋更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	① 業追(一方)＋更新(一方)…許可手数料 10万円 ② 業追(一方)＋更新(同時)…許可手数料 15万円 ③ 業追(同時)＋更新(一方)…許可手数料 15万円 ④ 業追(同時)＋更新(同時)…許可手数料 20万円	
9. 般・特新規＋業種追加＋更新	「般・特新規」、「業種追加」、「更新」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 10万円	

登録免許税

◎登録免許税の納入先は以下のとおりです。

広島東税務署 〒730-0012 広島市中区上八丁堀3-19 TEL:082-227-1155

※日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店若しくは郵便局でも納入できます。
※納入場所にかかわらず、納入先は「広島東税務署」として納入してください。

◎登録免許税を納入した際に交付される「領収証書」を申請書(別紙三)の所定の貼付欄に貼付のうえ提出して下さい。

許可手数料

◎「収入印紙」を購入のうえ申請書(別紙三)の所定の貼付欄に貼付のうえ提出して下さい。

3-2. 申請書類等(1/2)

R2.3.27修正

書類の名称		様番	式号	申請の区分							
				新規	許可 可換え 新規	般・ 特新規	業 種 追 加	更 新	般・ 特新規 ＋業 種 追 加	般・ 特新規 ＋更 新	業 種 追 加 ＋更 新
●...必須提出書類 ◎...決算変更届で提出済の場合は省略可能な書類 △...過去の申請・変更届等から記載事項に変更がない場合は省略可能 ×...省略可能 ◇...更新申請の対象業種については省略可能											
申請書	建設業許可申請書	第1号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	役員等の一覧表 ※1	別紙一	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	営業所一覧表（新規許可等）	別紙二（1）	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	営業所一覧表（更新）	別紙二（2）	—	—	—	—	●	—	●	●	●
	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は 許可手数料領収証書はり付け欄	別紙三	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	専任技術者一覧表	別紙四	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	工事経歴書	第2号	●	◎	●	●	◎	●	◎	◎	◎
	直前3年の各営業年度における工事施工金額	第3号	●	◎	●	●	◎	●	◎	◎	◎
	使用人数	第4号	●	◎	●	●	◎	●	◎	◎	◎
	誓約書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	経營業務の管理責任者証明書	第7号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	経營業務の管理責任者の略歴書	第7号別紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	専任技術者証明書（新規・変更）	第8号（1）	●	●	●	●	×	●	●	●	●
	卒業証明書 ※2	—	●	●	●	●	×	●	◇	◇	◇
	実務経験証明書 ※2	第9号	●	●	●	●	×	●	◇	◇	◇
	指導監督的実務経験証明書 ※2	第10号	●	●	●	●	×	●	◇	◇	◇
	その他の資格証明書 ※3	—	●	●	●	●	×	●	◇	◇	◇
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ※4	第12号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書 ※5	第13号	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※6 ※6-2	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、 また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書 ※6	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	定款	—	●	●	◎	◎	△	◎	△	△	△
	株主（出資者）調書	第14号	●	●	×	×	△	×	△	△	△
	貸借対照表	第15号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	損益計算書 完成工事原価報告書	第16号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	株主資本等変動計算書	第17号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	注記表	第17号の2	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	附属明細表 ※7	第17号の3	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	貸借対照表（個人）	第18号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	損益計算書（個人）	第19号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	登記事項証明書	—	●	●	×	×	△	×	△	△	△
	営業の沿革	第20号	●	●	×	×	●	×	●	●	●
	所属建設業者団体	第20号の2	●	●	×	×	△	×	△	△	△
	納税証明書（その1） * 法人…法人税、個人…所得税	—	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	健康保険等の加入状況	第20号の3	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	主要取引金融機関名	第20号の4	●	●	×	×	△	×	△	△	△
	営業所の写真（自己所有又は賃貸借等の別を記載）	—	●	●	×	×	△	×	△	△	△
	経營業務の管理責任者・専任技術者の常勤性を証明する資料	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	経營業務の管理責任者の経験年数を確認する資料	—	●	●	×	×	△	×	△	△	△
	専任技術者の実務経験年数を確認する資料 ※2	—	●	●	●	●	△	●	△	△	△
	健康保険等の加入状況を確認する資料	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※黄色網掛けの部分は令和2年4月1日より法定資料となるもの（確認資料は廃止になりました）

次ページに続きます

3-2. 申請書類等(2/2)

- ※1 個人事業主であっても、経営業務の管理責任者については記載が必要です。
 ※2 専任技術者の技術資格が実務経験に該当する場合のみ。(監理技術者資格者証の写しを添付する場合は当該資料は不要)
 ※3 専任技術者証明書に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料(国家資格の合格証等)
 ※4 経営業務の管理責任者については、作成を要しません。
 ※5 建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請者の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に換えることが出来るため、作成を要しません。
 ※6 役員、法定代理人、令第3条に規定する使用人について提出が必要です。
 ※6-2 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。
 ※7 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
 ①資本金の額が1億円超であるもの ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

※ 国家資格者等・監理技術者一覧表は令和2年4月1日から廃止になりました。

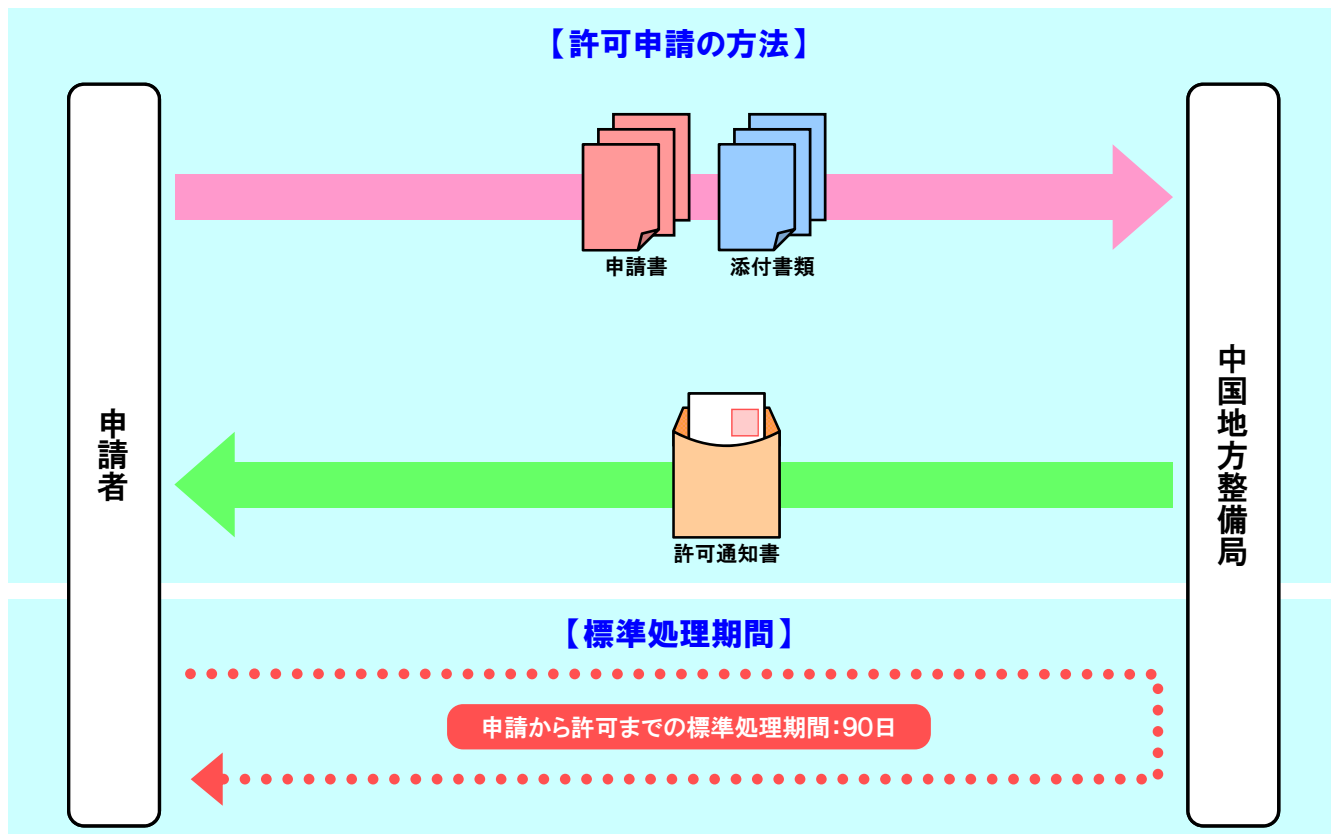
書類の名称
営業所の資料 (写真台紙は中国地整HPに掲載) 営業所のカラー写真・・・以下のすべて(撮影日時が入っているもの。普通紙印刷可) a. 営業所の外部(全景が分かるもの)及び内部(数室にわたる場合は中核部) b. 建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識が掲げられている部分 c. 営業所がビル内に所在する場合、建物の入口、エレベータホール等に掲示されている申請者の商号及び営業所の名称が表示された案内看板が掲示されている部分 ※自己所有又は賃貸借等の別を記載
経営業務の管理責任者・専任技術者の常勤性を証明する資料 下のイ)～ニ)の中からいずれか1つ イ)健康保険被保険者証カード(両面)【写】 *事業所名称が記載されているものに限る ロ)健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書【写】 ハ)健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書【写】 ニ)雇用保険証又は同資格取得届【写】 ※1)社会保険・雇用保険に加入されていない場合は、次のいずれか1つ ①申請時直前の確定申告書(「表紙」及び「役員報酬明細」)【写】 ②住民税特別徴収税額通知書【写】 ※2)出向者の場合は、出向先における出向者個人の雇用(勤務)状況が確認できる書面として、次のうちいずれか1つ ①出向協定書【写】 ②出向元が発行した出向辞令【写】 ③出向元が発行した出向証明書 *①の出向協定書【写】については、協定書の書面上で出向者個人の氏名が確認できるものに限ります。出向元企業と出向先企業との間の企業間で締結されている協定書で、出向者個人の状況が確認できない場合は、②若しくは③の資料を送付して下さい。 *③の出向証明書については、出向元企業、出向先企業、出向者及び出向期間が確認できる内容のものに限ります。 *③の出向証明書については、既存の証明書がある場合はコピーで結構ですが、本確認資料のために作成される場合は、原本を送付して下さい。
経営業務の管理責任者の経験年数を確認する資料 商業登記簿謄本 ※1)略歴書記載の役員経験期間全てが確認できるもの(閉鎖登記簿含む) ※2)令第3条に規定する使用人としての期間も含めて申請しようとする場合は、令第3条に規定する使用人として従事した期間及び従事していた営業所で取得していた許可業種が確認できる資料を作成し、提出して下さい。
専任技術者の実務経験年数を確認する資料 実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等【写】・・・5件(申請者による任意抽出) 《特定建設業の場合》 指導監督的実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等【写】・・・5件(申請者による任意抽出)
健康保険等の加入状況を確認する資料 《「健康保険」及び「厚生年金保険」》 申請時直前の保険料の納入にかかる領収証書又は納入証明書の写し、若しくはこれに準ずる資料 《「雇用保険」》 申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入にかかる領収証書の写し、若しくはこれらに準ずる資料

※営業所所在地の案内図、建物の所有(賃貸借)状況を確認する資料は令和2年4月1日から廃止になりました。

※令第3条に規定する使用人に関する常勤性の確認資料及び営業所における契約権限等を委任する委任状は令和2年4月1日から廃止になりました。

3-3. 「申請の方法」と「標準処理期間」

◇国土交通大臣許可の申請は、令和2年3月31日以前に申請したものは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由する必要がありましたが、**令和2年4月1日以後に申請するものは、直接地方整備局に提出することになりました。**



3-4. 申請書等の提出方法

◇申請書等は、法第13条の規定に基づき許可行政庁において公衆の閲覧に供されます。（個人情報を含む書類を除く）

◇申請書等は、クリップ等で綴じて下さい。（袋綴じ不可）

◇**正本1部**を提出して下さい。（副本は不要）

◇申請者控えとして受付印が必要な場合は、申請書等の一枚目の写しと返信用封筒（宛先を記載し切手を貼付したもの）を同封して下さい。受付印を押印し返送します。

4-1. 届出が必要となる場合と提出書類等（1/2）

◇届出事項に係る提出書類等は以下のとおりです。

●…必須提出書類

△…記載事項に変更がない場合は省略可能

届出が必要となる場合	書類の名称	様式番号 (Excel形式)	届出等の 提出期限
企業の基本情報			
商号、名称を変更したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書	第22号の2	30日以内
資本金を変更したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書 △株主(出資者)調書	第22号の2 第14号	30日以内
営業所に関する事項			
営業所を新設したとき ※令第3条に規定する使用人及び営業所の専任技術者の届出も必要	●変更届出書(第1面・第2面) ●誓約書 ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ●専任技術者証明書(新規・変更) ●専任技術者の技術資格に関する書面(合格証明書【写】等) ●登記されていないことの証明書…令第3条使用人 ●身分証明書…令第3条使用人 △登記事項証明書 ●営業所の写真 ●専任技術者の常勤性を証明する資料 ●専任技術者」の実務経験年数を確認する資料	第22号の2 第6号 第13号 第8号 第9号・第10号	30日以内
営業所の名称を変更したとき	●変更届出書(第1面・第2面) △登記事項証明書	第22号の2	30日以内
営業所の所在地を変更したとき	●変更届出書(第1面・第2面) △登記事項証明書 ●営業所の写真	第22号の2	30日以内
営業所における営業業種を変更したとき	●変更届出書(第1面・第2面) △登記事項証明書 ※専任技術者の追加・変更・削除も必要です。	第22号の2	30日以内
営業所を廃止したとき	●変更届出書(第1面・第2面) △登記事項証明書 ※専任技術者及び令第3条使用人の削除も必要です。	第22号の2	30日以内
役員等に関する事項			
新たなものが役員等になったとき	●変更届出書(第1面のみ) ●誓約書 ●許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ●登記されていないことの証明書 ●身分証明書 △登記事項証明書	第22号の2 第6号 第12号	30日以内
既に役員等に登録されているものに変更があったとき、役員等でなくなったとき	●変更届出書(第1面のみ) △登記事項証明書	第22号の2	30日以内
経營業務の管理責任者に関する事項			
経營業務管理責任者を変更したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●経營業務の管理責任者証明書 ●経營業務の管理責任者の略歴書 ●経營業務の管理責任者の常勤性を証明する資料 ●経營業務の管理責任者の経験年数を確認する資料	第22号の2 第7号 第7号別紙	2週間以内
経營業務管理責任者が氏名を変更したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●経營業務の管理責任者証明書 ●経營業務の管理責任者の略歴書 ●戸籍抄本又は住民票抄本	第22号の2 第7号 第7号別紙	2週間以内
経營業務管理責任者を削除したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●届出書	第22号の2 第22号の3	2週間以内

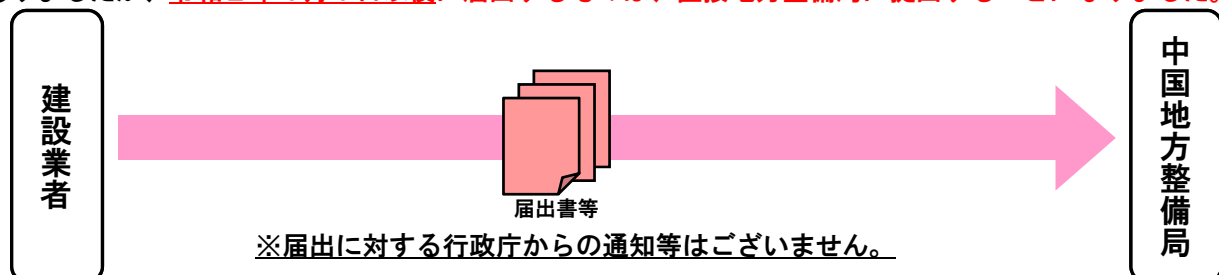
4-1. 届出が必要となる場合と提出書類等（2／2）

届出が必要となる場合		書類の名称	様式番号 (Excel形式)	届出等の 提出期限
営業所の専任技術者に関する事項				
	専任技術者を追加又は変更したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●専任技術者証明書(追加・変更・削除) ●専任技術者の技術資格に関する書面(合格証明書[写]等) ●専任技術者の常勤性を証明する資料 ●専任技術者の実務経験年数を確認する資料	第22号の2 第8号 第9号・第10号	2週間以内
	専任技術者が氏名を変更したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●専任技術者証明書(新規・変更) ●戸籍抄本又は住民票抄本	第22号の2 第8号	2週間以内
	専任技術者を削除したとき	●変更届出書(第1面のみ) ●届出書	第22号の2 第22号の3	2週間以内
施行令第3条使用人を追加又は変更したとき		●変更届出書(第1面のみ) ●誓約書 ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査 ●登記されていないことの証明書 ●身分証明書	第22号の2 第6号 第13号	2週間以内
事業年度が終了したとき		●届出書面 ●工事経歴書 ●直前3年の各営業年度における工事施工金額 ●貸借対照表 ●損益計算書 完成工事原価報告書 ●株主資本等変動計算書 ●注記表 ●附属明細表 ●事業報告書 ●納税証明書(法人税その1) △使用人数 △建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 △保険加入状況(保険加入状況に変更がある場合のみ必要) △当該技術者の技術資格に関する書面(合格書等[写]) △定款	ガイドライン別紙8 第2号 第3号 第15号 第16号 第17号 第17号の2 第17号の3 第4号 第11号 第20号の3	事業年度経過後4ヶ月以内
欠格要件に該当したとき		●届出書	第22号の3	2週間以内
廃業したとき	全部廃業	●廃業届	第22号の4	30日以内
	一部廃業	●変更届出書(第1面・第2面) ●廃業届 △登記事項証明書 ※営業所における営業業種、専任技術者の変更・削除等が必要です。	第22号の2 第22号の4 第8号又は第22号の3	30日以内

※提出期限内に届出がされないときは、行政処分等の対象となる場合がありますのでご注意ください。

4-2. 届出の方法

◇令和2年3月31日以前に届出したものは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由する必要がありましたが、**令和2年4月1日以後に届出するものは、直接地方整備局に提出することになりました。**



4-3. 届出書等の提出方法

◇提出部数等は 3-4. 申請書等の提出方法 を参照。

5-1. 許可証明書の交付について

- ◇ 国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中国管内5県のいずれかに本店がある建設業者に
関しては、中国地方整備局にて許可の証明を行っています。
- ◇ 許可証明は、許可の更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る処分（許可）
がなされないときに、従前の許可がなおその効力を有することを証明するためのものです。

国土交通大臣許可業者（中国管内）に係る許可証明書の交付手続きは以下のとおりです。

（1）交付申請の時期

- ・許可証明書の交付は原則として、**更新申請の受付日から当該申請に対する処分がされるまでの間に1回（発行部数は1枚）限り**といたします。
- ※「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りではありません。

（2）申請書類等

申請に必要な書類等は以下のとおりです。

- ①許可証明願（Excel形式）
- ②**返信用封筒** ※宛先を記載し、切手を貼付したもの（返信する許可証明書はA4版の用紙1枚のみです。）

上記①②を「(5)提出先」あて提出してください。

（3）手数料

無料

（4）その他

- ・郵送により申請される場合は、封筒の表に「建設業許可証明願」と朱書きしてください。
- ・「許可証明書」の交付は、「許可証明願」を**受理した日から概ね2週間程度（閉庁日除く）**かかります。
- ※「許可証明願」を持参された場合であっても、「許可証明書」の即日交付はできませんのでご了承下さい。

（5）提出先／問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15
TEL:082-221-9231

※知事許可業者に係る証明については、各都道府県庁主管課(P28)にお問い合わせ下さい。

5-2. 申請書類等の閲覧

◇国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中国管内5県のいずれかに本店がある者に関する申請書類等については、中国地方整備局で閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課内
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 2F

(2) 閲覧日時

平日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)

閲覧時間: 9:30～12:00 13:00～16:30 ※時間厳守



(3) 閲覧手続き

閲覧を希望される方は、建政部計画・建設産業課に備え付けの「閲覧申請書」に必要事項(申請者氏名、閲覧を希望する業者名、許可番号等)を記入のうえ、窓口にご提出下さい。

(4) 手数料

無料

(5) その他

- ・管理運営上、閲覧所を臨時に休所、または閲覧時間を変更する場合がございます。
- ・閲覧書類の複写・撮影はご遠慮下さい。

(6) インターネットを利用した閲覧

インターネットを利用し、無料で業者情報(※一部の情報に限ります)を検索できます。



建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

検索

<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>

5-3. 個人情報の取扱いについて

〈建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等〉

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供
(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - (2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - (5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - (6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表(1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
2 建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
3 大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆い、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的なしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ④地盤改良工事とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法面の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(プラタに類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
9 管工事 (管工事業)	冷暖房、空調、給排水衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調設備工事」は、冷暖の配管工事などフロンの漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲排水により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ③「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それ以外の公害防止施設ごと、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」は、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表(2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
12 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなり、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、据す、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①『情報制御設備工事』にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大きさを問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①『金属製避難はしご』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事 (清掃設備工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大きさを問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別紙②

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

◎：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等

○：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等

（※）特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る。

資格区分			建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解	
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工技士		◎				◎								◎																
	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）		○				○								○																
	1級土木施工管理技士		◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎										◎		◎※1
	2級土木施工管理技士	種別	土 木	○			○	○				○		○	○														○		○※2
			鋼構造物塗装																	○											
			薬液注入					○																							
	1級建築施工管理技士			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎※2
	2級建築施工管理技士	種別	建 築		○																										○※2
			躯体			○		○					○	○	○																○※2
			仕 上 げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○			
	1級電気工事施工管理技士								◎																						
	2級電気工事施工管理技士								○																						
	1級管工事施工管理技士									◎																					
	2級管工事施工管理技士									○																					
	1級電気通信工事施工管理技士																								◎						
	2級電気通信工事施工管理技士																								○						
	1級造園施工管理技士																										◎				
	2級造園施工管理技士																										○				
建築士法（建築士試験）	1級建築士			◎	◎			◎				◎	◎								◎										
	2級建築士			○	○			○				○									○										
	木造建築士				○																										
技術士法（技術士試験）	技術部門「選択科目」																														
	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）		◎				◎		◎						◎	◎										◎					◎※2
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」		◎				◎		◎				◎		◎	◎										◎					◎※2
	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」		◎				◎																								
	電気電子・総合技術監理「電気電子」								◎																◎						
	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（「流体工学」「熱工学」を除く）																								◎						
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体工学」又は「機械—熱工学」									◎															◎						
	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）										◎																		◎		
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」										◎																	◎	◎		
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」		◎				◎									◎															
	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																										◎				
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」		◎				◎																				◎				
	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）									◎																					
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」										◎																		◎		
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」										◎																		◎	◎	
電気工事士法（電気工事士試験）	第1種電気工事士								○																						
	第2種電気工事士【3年】									○																					
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】									○																					
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者【5年】																								○						
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者【1年】									○																					
消防法（消防設備士試験）	甲種 消防設備士																												○		
	乙種 消防設備士																												○		

資格区分	建設業の種類																			
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機
（検定職種）	解	清	消	水	井	園	通	絶	機	内	防	塗	ガ	板	舗	筋	鋼	タ	管	電
建築大工																				
型枠施工																				
左官																				
とび・とび工																				
コンクリート圧送施工																				
ウェルポイント施工																				
冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																				
給排水衛生設備配管																				
配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工																				
建築板金「ダクト板金作業」																				
タイル張り・タイル張り工																				
築炉・築炉工・れんが積み																				
ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																				
石工・石材施工・石積み																				
鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐																				
鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）																				
工場板金																				
板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）																				
板金・板金工・打出し板金																				
かわらぶき・スレート施工																				
ガラス施工																				
塗装・木工塗装・木工塗装工																				
建築塗装・建築塗装工																				
金属塗装・金属塗装工																				
噴霧塗装																				
路面標示施工																				
畳製作・畳工																				
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				
熱絶縁施工																				
建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																				
造園																				
防水施工																				
さく井																				

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業＋実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

コード		資格区分	建設業の種類															
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	し	板	力	防
O1		法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
OA		法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）（事務管理用）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
O2		法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
OB		法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）（事務管理用）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	合格証明書	11 1級建設機械施工技士	7		7					7								
		1A 1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	7		7					7								7
		12 2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	7		7					7								
		1B 2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7		7					7								7
		13 1級土木施工管理技士	7		7	7				7	7	7	7					7
		1C 1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7		7	7				7	7	7	7					7
		14 2級土木施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		1D 2級土木施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		15 2級土木施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		16 2級土木施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		1E 2級土木施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		20 1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		2A 1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		21 2級建築施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		22 2級建築施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		23 2級建築施工管理技士	7		7	7				7	7	7						7
		27 1級電気工事施工管理技士							7									
		28 2級電気工事施工管理技士							7									
		29 1級管工事施工管理技士							7									
		30 2級管工事施工管理技士							7									
		31 1級電気通信工事施工管理技士															7	
		32 2級電気通信工事施工管理技士															7	
		33 1級造園施工管理技士															7	
		34 2級造園施工管理技士															7	
建築士法	免許証	37 1級建築士	7	7					7	7							7	
		38 2級建築士	7	7					7	7							7	
		39 木造建築士	7															
技術士法	登録証	41 建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）	7		7				7	7							7	
		4A 建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）（附則第4条該当）	7		7				7	7							7	
		42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	7		7				7	7							7	
		4B 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）	7		7				7	7							7	
		43 農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	7		7													
		4C 農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」（附則第4条該当）	7		7													7
		44 電気電子・総合技術監理「電気電子」							7								7	
		45 機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（「流体工学」「熱工学」を除く）															7	
		46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」							7								7	
		47 上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（「上水道及び工業用水道」を除く）							7									7
		48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」							7								7	7
		49 水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	7		7					7								
		4D 水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」（附則第4条該当）	7		7					7								7
		50 森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」															7	
		51 森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」	7		7												7	
		5A 森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」（附則第4条該当）	7		7												7	
		52 衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）							7									
		53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」							7									7
		54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」							7									7
電気工事士法	免状	55 第1種電気工事士							7									
		56 第2種電気工事士							7									
電気事業法	免状	58 電気主任技術者（第1種～第3種）							7									
		59 電気通信主任技術者															7	
水道法	免状	65 給水装置工事主任技術者							7									
		68 甲種消防設備士																7
消防法	免状	69 乙種消防設備士																7

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	補	シ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	71			7																									
	64			7	7																								
	6B			7	7																								7
	72				7																								
	57					7																							7
	5B					7																							7
	73					7																							
	7A					7																							7
	66					7																							
	6C					7																							7
	74									7																			
	75									7																			
	76										7																		
	70							7		7						7													
	77										7																		
	78											7																	
	79								7		7																		
	80							7																					
	81												7																
	82													7															
	83																	7											
	84									7							7												
	85																7												
	86							7																					
	87																7												
	88																		7										
	89																		7										
	90																			7									
91																			7										
67																				7									
92																					7								
93																						7							
94																							7						
95																								7				7	
96																									7				
97																				7									
98																										7			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）3/3

コード	資格区分	建設業の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
36	61	地すべり防止工事【1年】																							7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者と認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）
「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

		建設業の種類																				
コード	資格区分	土	建	大	五	と	古	屋	電	管	夕	鋼	鉄	構	造	し	鉄	筋	工	防	火	
O1	法第7条第2号 イ 該当	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
OA	法第7条第2号 イ 該当（事務管理用）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
O2	法第7条第2号 ロ 該当	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
OB	法第7条第2号 ロ 該当（事務管理用）	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
O3	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3					3	3	3	3									3		
O4	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工技士																				
	1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）																				
	12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）																				
	1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）																				
	13	1級土木施工管理技士																				
	1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）																				
	14	種別	土	木																		
	1D		土木（附則第4条該当）																		8	8
	15		鋼構造物塗装																			
	16		薬液注入																			
	1E		薬液注入（附則第4条該当）																			8
	20	1級建築施工管理技士																				
	2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）																				
	21	種別	建	築																		8
	22		躯体	8	8					8	8											8
	2B		躯体（附則第4条該当）	8	8					8	8											8
	23		仕	上	げ	8	8	8	8						8	8	8	8	8			8
	27	1級電気工事施工管理技士																				
	28	2級電気工事施工管理技士																				
	29	1級管工事施工管理技士																				
	30	2級管工事施工管理技士																				
	31	1級電気通信工事施工管理技士																				
	32	2級電気通信工事施工管理技士																				
	33	1級造園施工管理技士																				
	34	2級造園施工管理技士																				
建築士法	37	1級建築士																				
	38	2級建築士																				
	39	木造建築士																				
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）																				
	4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）（附則第4条該当）																				
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」																				
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）																				
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」																				
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」（附則第4条該当）																				
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」																				
	45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（「流体工学」「熱工学」を除く）																				
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体工学」又は「機械—熱工学」																				
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（「上水道及び工業用水道」を除く）																				
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」																				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」																				
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」（附則第4条該当）																				
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																				
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」																				
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」（附則第4条該当）																				
	52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」																				
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」																				
	電気工事士法	55	第1種電気工事士																			
56		第2種電気工事士 [3年]																				
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） [5年]																				
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 [5年]																				
水道法	65	給水装置工事主任技術者 [1年]																				
消防法	68	甲種消防設備士																				
	69	乙種消防設備士																				

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）2／3

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	調	防	舗	し	版	力	塗	防	内	機	絶	通	井	具	水	汚	清
職業能力開発促進法	71 建築大工		8																									
	64 型枠施工		8	8																								
	6B 型枠施工（附則第4条該当）		8	8																								8
	72 左官		8																									
	57 とび・とび工			8																								8
	5B とび・とび工（附則第4条該当）			8																								8
	73 コンクリート圧送施工			8																								
	7A コンクリート圧送施工（附則第4条該当）			8																								8
	66 ウェルポイント施工			8																								
	6C ウェルポイント施工（附則第4条該当）			8																								8
	74 冷凍空調機器施工・空調設備配管																											
	75 給排水衛生設備配管																											
	76 配管（注1）・配管工																											
	70 建築板金「ダクト板金作業」						8								8													
	77 タイル張り・タイル張り工								8																			
	78 築炉・築炉工・れんが積み								8																			
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8		8																			
	80 石工・石材施工・石積み						8																					
	81 鉄工（注2）・製確																											
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8															
	83 工場板金																	8										
	84 板金・建築板金・板金工（注4）							8									8											
	85 板金・板金工・打出し板金																8											
	86 かわらぶき・スレート施工							8																				
	87 ガラス施工																	8										
	88 塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																		8									
	89 建築塗装・建築塗装工																		8									
	90 金属塗装・金属塗装工																		8									
91 噴霧塗装																		8										
67 路面標示施工																		8										
92 畳製作・畳工																				8								
93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・表具・表具工																			8									
94 熱絶縁施工																					8							
95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8			
96 造園																												
97 防水施工																		8										
98 さく井																								8				

※ 等級区分が2校の場合は、合格後3年以上の実務経歴を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経歴1年以上。

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	調	防	舗	し	版	力	塗	防	内	機	絶	通	井	具	水	汚	清	解
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 3/3

[illegible]

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製図作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建築製作作業」とするものに限られます。

解体工事業の技術者要件

●監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1 級土木施工管理技士 ※1
- ・ 1 級建築施工管理技士 ※1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2 級土木施工管理技士（土木） ※1
- ・ 2 級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※1
- ・ とび技能士（1 級）
- ・ とび技能士（2 級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録解体工事試験
- ・ 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

解体工事業における「とび・土工工事業」の技術者に対する経過措置について

1. 解体工事業の新設に伴う経過措置について

平成28年6月1日時点で現に「とび・土工工事業」の技術者要件に該当する者は、令和3年3月31日までの間に限り、解体工事業の技術者としてもみなされます。【附則第4条】

2. 営業所の専任技術者を「附則第4条該当」の有資格コードで申請した場合について

「附則第4条該当」の技術者を解体工事業の技術者としてみなすことができるのは令和3年3月31日までです。令和3年4月1日以降は、解体工事に関し1年以上の実務経験を有している者又は登録解体工事講習を受講している者でなければ解体工事業の技術者としては認められません。

令和3年4月1日以降も引き続き解体工事業を営もうとされる場合は、令和3年3月31日までに建設業許可の変更手続を行って下さい。

【提出書類】

- ・変更届（様式第二十二号の二）
- ・専任技術者証明書（様式第八号）・・・区分（専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更）
- ・登録解体工事講習の修了証（写し）又は実務経験証明書

別紙④ 指定学科一覧

※指定学科に該当するか不明な場合は、中国地方整備局 計画・建設産業課 建設業係へご相談下さい。

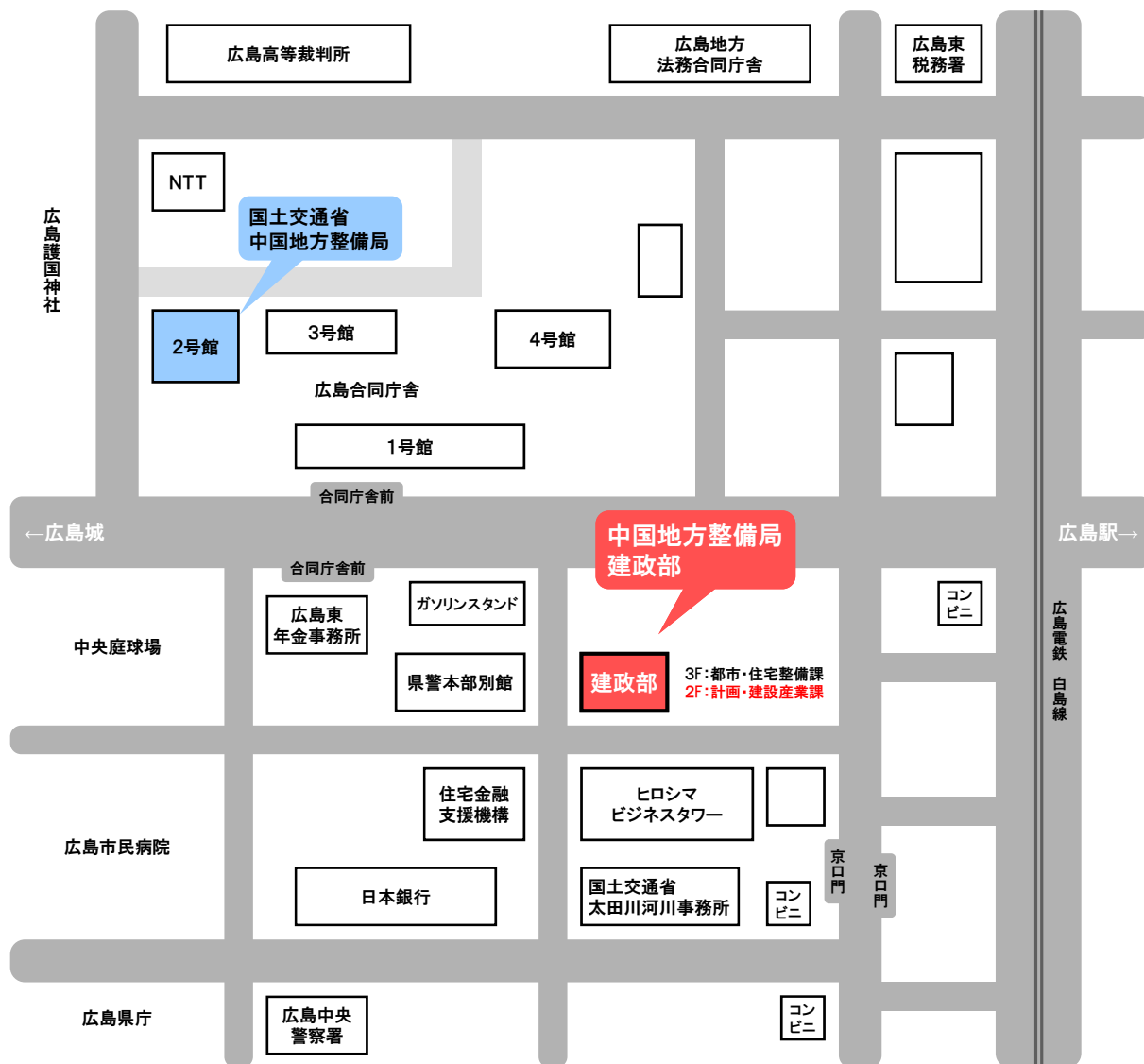
許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙⑤ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうちとび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうちとび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

別紙⑥ 許可申請書等の提出先一覧

県名	都道府県庁 主管課	受付を行っている出先機関名	許可の区分
鳥取県	鳥取県庁 県土整備部 県土総務課 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 TEL:0857-26-7347		県知事許可
島根県	島根県庁 土木部 土木総務課 建設産業対策室 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL:0852-22-5185	松江県土整備事務所 雲南県土整備事務所 出雲県土整備事務所 県央県土整備事務所 浜田県土整備事務所 益田県土整備事務所 隠岐支庁県土整備局	
岡山県	岡山県庁 土木部 監理課 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7463		
広島県	広島県庁 土木局 建設産業課 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL:082-228-2111	西部建設事務所(建設業課) 西部建設事務所呉支所(管理課) 西部建設事務所東広島支所(管理課) 東部建設事務所(管理課) 北部建設事務所(管理課)	
山口県	山口県庁 土木建築部 監理課 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL:083-922-3111	岩国土木建築事務所 柳井土木建築事務所 周南土木建築事務所 防府土木建築事務所 宇部土木建築事務所 下関土木建築事務所 長門土木建築事務所 萩土木建築事務所	
国土交通省	中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 TEL:082-221-9231(代)		大臣許可 (中国地方に主たる営業所(本店)がある者)



◎お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 TEL:082-221-9231(代)